利益相反管理方針

株式会社ＪＴＮ（以下「当社」といいます。）は、お客さま本位の業務運営を実践し、お客さまの最善の利益を追求するため、お客さまと当社との間、または複数のお客さまとの間で利益相反が生じるおそれのある取引を適切に管理し、お客さまの利益を不当に害することのないよう、以下のとおり利益相反管理方針（以下「本方針」といいます。）を定めます。
本方針は、当社の役員および従業員（以下「当社役職員」といいます。）に適用します。

１．目的

当社は、お客さまの利益を最優先とし、利益相反のおそれのある取引を適切に把握・管理することにより、公正かつ適切に業務を行います。

２．利益相反の定義

利益相反とは、当社または当社役職員の利益とお客さまの利益が相反する場合や、複数のお客さまの利益が相反することにより、お客さまの利益を不当に害するおそれがある状態をいいます。

３．主な利益相反のおそれのある取引

当社では、特に次のような取引を利益相反管理の対象とします。

お客さまの意向に沿わず、当社の利益を優先した商品提案
保険販売により当社が保険会社から得る手数料水準等を理由とした不適切な商品推奨
お客さまにとって不要または過大な商品・補償・特約の推奨、または乗換えの提案等
事故対応における特定事業者（修理工場や提携先等）への不適切な誘導
お客さま情報の不適切な利用
その他、お客さまの利益を不当に害するおそれのある行為

４．利益相反の特定方法

当社は、以下の方法により利益相反のおそれのある取引を特定します。

お客さまの意向把握およびニーズの確認
募集記録および推奨理由の確認
募集人による自己点検
管理責任者による確認
内部点検およびモニタリング

５．利益相反の管理方法

利益相反のおそれがあると認められる場合には、以下の措置を講じます。

お客さまへの適切な説明および情報開示
推奨内容または取引条件・取引方法の見直し、変更
管理責任者による確認および承認
情報管理の徹底（情報共有先の制限を含む）
必要に応じた取引の中止

６．管理体制

当社は、利益相反管理責任者を定め、本方針に基づく管理を統括します。利益相反管理責任者は、当社役職員に対する教育・研修・モニタリングを継続的に実施するとともに、利益相反のおそれのある取引の審査、是正措置の指示を行うことにより、適切な利益相反管理の徹底を図ります。

利益相反管理責任者
【役職名】旅行事業部　実施課　課長
【氏　名】小野　貞治

７．記録保存および見直し

当社は、利益相反の特定および管理に関する記録を、法令等や当社が定める期間、適切に保存し、法令改正や業務内容の変更等に応じて、本方針の見直しを行います。

制定日：2026 年 4 月 1 日

株式会社ＪＴＮ
代表取締役 川島　達